改正後

（開発監理部に置く課等）

第九条　開発監理部に、次の十課及び三室を置く。

総務課
人事課
会計課
職員課
用地課
開発計画課
開発調整課
開発調査課
開発連携推進課
アイヌ施策推進課
広報室
職員研修室
情報管理室

（開発計画課の所掌事務）

第十五条　（略）

一　（略）

二　北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関すること（開発調整課及びアイヌ施策推進課の所掌に属するものを除く。）

三～六　（略）

（アイヌ施策推進課の所掌事務）

第十八条の二　アイヌ施策推進課は、開発監理部の所掌事務のうち、アイヌ施策の推進に関する事務をつかさどる。

（開発調査官）

第二十三条　開発監理部に、開発調査官二人を置く。

2　（略）

（アイヌ施策推進企画官）

第三十条の三　アイヌ施策推進課に、アイヌ施策推進企画官一人を置く。

2　アイヌ施策推進企画官は、命を受けて、アイヌ施策推進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（災害対策管理官）

第四十二条の二　防災課に、災害対策管理官一人を置く。

2　災害対策管理官は、命を受けて、第三十七条第三号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官百十人以内を置く。

2　（略）

改正前

（開発監理部に置く課等）

第九条　開発監理部に、次の九課及び三室を置く。

総務課
人事課
会計課
職員課
用地課
開発計画課
開発調整課
開発調査課
開発連携推進課
広報室
職員研修室
情報管理室

（開発計画課の所掌事務）

第十五条　（略）

一　（略）

二　北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関すること（開発調整課の所掌に属するものを除く。）

三～六　（略）

（新設）

（開発調査官）

第二十三条　開発監理部に、開発調査官三人を置く。

2　（略）

（新設）

（防災企画官）

第四十二条の二　防災課に、防災企画官一人を置く。

2　防災企画官は、命を受けて、防災課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官百九人以内を置く。

2　（略）